

実地指導での主な指導事項（平成30年度・令和元年度） 【保育所・小規模保育事業】

※ 保育所の場合は、県の福祉監査課が公表している「実地指導での主な指摘事項に関するQ&A（保育所等）」も参照のこと。

項目	問題点	指導内容・補足説明
【保育所】 所長設置加算	<p>児童が少数となる時間帯に配置されていた保育士（保育士資格を有する園長を除く）が1人の日があった。</p> <p>確認したところ、保育をカバーするため、保育士資格を有する園長が常勤としての所定労働時間内に保育に従事していた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育標準時間の朝や夕方（延長保育を除く）など、児童が少数となる場合においても、児童の数に対応して適切に保育士を配置（常時最低2人以上の配置）する必要がある。 ・ 所長設置加算を算定している保育所で、保育士資格を有する園長が、常勤としての所定労働時間（勤務時間）内に保育に従事する場合は、所長設置加算の算定要件である「常時実際にその施設の運営管理の業務に専従」することを満たさないため、適切ではない。 ・ 所長設置加算を算定するのであれば、児童が少数となる時間帯に、園長以外の保育士を2人以上配置するか、又は園長が常勤としての所定労働時間（勤務時間）の時間外で保育に従事する必要がある。
【小規模保育事業】 管理者設置加算	<p>児童がごく少数となる時間帯に配置されていた保育士が、管理者としての保育士のみであった日があった。</p> <p>確認したところ、当該管理者が常勤としての所定労働時間内に保育に従事していた。 (小規模保育事業A型)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開所時間の始期・終期の前後の時間帯で児童がごく少数となる場合については、国の基準上は、常時最低2人以上の保育士の配置までは求めておらず、1人の配置でも差し支えないとされている。 ・ なお、その場合においても、保育士1人となる時間帯を必要最小限とすることや、事故などの緊急的な対応など、適切な運営体制の確保が求められている。 ・ 管理者設置加算を算定している事業所で、保育士資格を有する管理者が、常勤としての所定労働時間（勤務時間）内に保育に従事する場合は、管理者設置加算の算定要件である「常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従」することを満たさないため、適切ではない。 ・ 管理者設置加算を算定するのであれば、当該時間帯に、管理者以外の保育士を配置するか、又は管理者が常勤としての所定労働時間（勤務時間）の時間外で保育に従事する必要がある。
所長設置加算 管理者設置加算	(参考)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度の公定価格の改定で、従来の「所長設置加算」、「管理者設置加算」は基本分単価に組み入れられたが、「常時実際にその施設（事業所）の運営管理の業務に専従」する要件等を満たさない場合には、減額調整措置が設けられている。 ・ 園長（管理者）が保育をカバーする場合、注意が必要である。
設備	① 乳児室や保育室に、棚が配置されていたため、乳児室や保育室としての有効面積が設備基準を満たしていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室や保育室等の設備基準上の面積は、内法面積（壁や柱で囲まれた内側で測定した面積）から、造付け・固定造作物（ロッカー、収納スペース、児童用荷物収納棚、手洗い器等）やピアノ・オルガン等を除いた有効面積で算出する。 ・ 新たに、ロッカーや棚、備品等を配置する場合には、配置した後の有効面積が設備基準を満たしているかどうか、実際に計測の上確認する必要がある。 ・ また、乳児室や保育室等の面積を図面上に記載し、設備基準に適合していることを明確にしておくことも必要である。

項目	問題点	指導内容・補足説明
設備	② カーテンが防災素材ではなかった。	<ul style="list-style-type: none"> カーテンやじゅうたん等は、防災性能を有するものを使用する。 消防法第8条の3の規定によって、カーテンや布製のブラインド、暗幕、じゅうたん、ござ、人工芝、合成樹脂製床シート等は、一定の防災性能を有する物品の使用が義務付けられている。
消防用設備	消防用設備の定期的な点検、点検結果の消防署への報告が行われていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 消防法の規定によって、設置が義務付けられた消防用設備（p8を参照）については、次のとおり、定期的な点検が義務付けられている。 <u>6か月ごとの機器点検</u>（外観又は簡易な操作によって確認する点検） <u>1年ごとの総合点検</u>（実際に設備を作動させ、総合的な機能を確認する点検） 点検は、消防設備士又は消防設備点検資格者に依頼し、点検を行う。 「延べ面積が1000㎡以上」に該当しない施設は、消防法の規定では、有資格者以外の者でも点検は可能とされているが、確実な点検を行うために、専門の有資格者に依頼するのが望ましい。 設置が義務付けられた消防用設備の点検結果は、<u>1年に1回（総合点検の実施後）、消防署への報告が義務付けられている。</u> 点検の結果、不良箇所があった場合は、速やかに改修や整備を行う。
運営規程	① 保育士（保育従事者）の人数が実際の配置人数と違っていた。	<ul style="list-style-type: none"> 実際の配置人数を適切に記載する必要がある。 なお、配置人数が変更となるたびに運営規程の変更が必要とならないように、次の①又②のとおり記載することでも差し支えない。 ① 公定価格上の配置基準を満たす人数として「〇人以上」と記載する。 ② 固定した人数を記載した上で、「人数は基準を下回らない範囲で増減することがある」等の説明を付記する。 一方、「重要事項説明書」に記載する配置人数は、「〇人以上」といった表記はせず、作成日現在での実際の配置人数を記載するようにする。
	② 重要事項説明書や入園のしおりに、保護者から支払いを受ける「実費徴収の日用品費、行事参加費」、「延長保育料」等について記載されていたが、運営規程の中に記載されていないものがあった。	<ul style="list-style-type: none"> 保護者から支払いを受けることが認められる「実費徴収」（日用品、文房具その他必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等）や「延長保育料」等の便宜（内容）・金額については、重要事項説明書に記載するとともに、運営規程にも定めておかなければならない。 また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、施設（事業所）の見やすい場所への掲示も必要である。 「実費徴収」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、額が変動するたびに運営規程を改正する必要が生じないよう、「実費」という形の定め方でも差し支えない。
重要事項説明書	職員の勤務体制について記載されていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 「職員の勤務体制」については、重要事項説明書に記載する必要があるため、少なくとも職種及び人数を記載する。

項目	問題点	指導内容・補足説明
※「運営規程」と「重要事項説明書」で、記載内容が一致しない箇所があった。		
重要事項の揭示	重要事項が揭示されていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 施設（事業所）の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
利用契約書	利用契約書の前文で、「事業者」として施設（事業所）名が記載されていた。	<ul style="list-style-type: none"> 契約当事者は、施設（事業所）ではなく、事業者としての法人になるので、法人名を記載する。また、署名欄での「事業者」についても、施設（事業所）名ではなく、法人名・代表者名を記載する。 利用している施設（事業所）が特定できるように、必要に応じて、施設（事業所）名を記載する。 法人の規模が大きい場合、法人代表者から契約に係る権限の委任を受けた者が契約の当事者になることは可能とされている。（この場合、法人内部で当該権限の委任に係る規定を整備する必要がある。）
虐待の防止	① 虐待防止責任者を設置していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 利用する児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置するなど必要な体制を整備する必要がある。
	② 職員に対する虐待防止等に関する研修を実施していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県虐待禁止条例では、児童福祉施設等の設置者又は事業を行う者には、施設内での職員に対する児童虐待防止等に関する研修の実施が義務付けられている。
秘密保持	① 職員が、業務上知り得た「利用する児童又はその家族の秘密」を漏らさないことについて、就業規則で規定していたが、退職後の秘密保持については規定されていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 施設（事業者）は、従業者が業務上知り得た「利用する児童又はその家族の秘密」を洩らさないよう、必要な措置を講じなければならないとされているが、具体的には次の方法が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 従業者の雇用契約（雇用条件通知書）に秘密保持の項目を入れる。 ② 従業者から秘密保持に係る誓約書を徴取する。 ③ 就業規則に秘密保持の項目を入れる。 上記のいずれの方法を取る場合であっても、秘密保持の対象が「利用する児童又はその家族の個人情報」であり、また、秘密保持の期間が「在職中だけでなく、退職後も含まれること」が明確になっていることが必要である。
	② 「保育園における個人情報取得について」保護者から同意書を徴取していたが、情報を提供することについては明確に記載されていなかった。 ③ 児童に関する個人情報の使用について、保護者の同意を得ていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 小学校や他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、児童に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により当該児童の保護者の同意を得ておかなければならない。 この同意は、保育の提供開始時に、保護者から包括的に同意を得ることで足りるとされているが、事例が出た場合に、個別に同意を得ることで差し支えない。

項目	問題点	指導内容・補足説明
消火・避難訓練等	<p>避難訓練は毎月実施していたが、消火訓練については毎月実施していなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可基準で、「避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回」の実施が義務付けられている。 ・ 消火器の場所の確認や持ち出しだけではなく、初期消火の訓練を行う。 ・ 消火・避難訓練の実施に当たっては、必要に応じて、消防署員の立会いや指導を求める。 ・ 消火・避難訓練の実施後は、実施した訓練の内容や課題、反省点などを整理した実施記録を整備する。 <p>(補足)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法の規定で、防火管理者の選任が義務付けられた施設（従業者と乳児・幼児の合計が30人以上の施設）で必要とされる消火・避難訓練の実施回数は、「年2回以上」（消防法施行規則第3条第10項）であるが、認可基準では「少なくとも毎月1回」の実施を義務付けている。 ・ 通報訓練の実施回数は消防法での規定はないが、年1回以上は実施するのが望ましい。
	(補足)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可基準では、「非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない」と規定されており、消防計画のみではなく、風水害、地震等の災害に対処するための計画作成と必要な訓練の実施が求められている。（県の社会福祉課からは、当該計画の策定の手引が示されている。） ・ 水防法では、「浸水想定区域内」に所在し「要配慮者利用施設」に該当する施設は、洪水時等の「避難確保計画」の作成と市への報告、洪水時等を想定した避難訓練の実施が義務付けられている。
衛生管理	<p>幼児洗面台の付近に職員用の共用タオルがかけられていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設（事業所）内での感染を予防するため、共用のタオルは使用しない。 ・ ペーパータオルを備え付けたり、職員個人用のタオルを用意するなど、感染予防対策を講じる必要がある。
事故防止	<p>睡眠中の観察は行っていたが、1歳児・2歳児については、観察結果の記録を残していなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 睡眠時の安全確保を確実にを行うために、睡眠時チェック表等に観察した結果（睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態等）を記録する。 ・ 睡眠時の観察の頻度は、0歳児は5分ごと、1～2歳児は10分ごとが望ましいとされている。預かり始めは、特に注意し、きめ細かく見守る。 ・ 0歳児・1歳児でうつぶせ寝を見つけたら、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向けにする。

項目	問題点	指導内容・補足説明				
勤務体制	勤務予定表で、1日の労働時間を9時間とする勤務予定を組んでいた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変形労働時間制を採用していない施設（事業所）で、勤務予定表の作成に当たっては、法定労働時間（休憩時間を除き、1週間について40時間【注】、1日について8時間）を超えた労働時間を割り振らないようにする必要がある。（労働基準法第32条） <ul style="list-style-type: none"> 注） 保健衛生の事業（社会福祉施設が含まれる）に該当し、労働者数10人未満の事業場は、特例措置として「1週間で44時間以内」の規定が適用される。（労働基準法第40条、労働基準法施行規則第25条の2） ・ 変形労働時間制を採用している施設（事業所）で、勤務予定表を作成するに当たっての留意点は、次のとおり。（労働基準法第32条の2、第32条の4、労働基準法施行規則第12条の4） <table border="1" data-bbox="963 550 2072 702" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">1か月単位の変形労働時間</td> <td style="padding: 5px;">対象期間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間（上記の特例措置対象事業所は44時間）を超えないこと。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1年単位の変形労働時間</td> <td style="padding: 5px;">1日10時間、1週52時間を超えないこと。（対象期間が3か月を超える場合は、一定の制限がある。）</td> </tr> </table> ・ また、勤務実績で、法定労働時間を超えて労働させた場合には、所定の割増賃金を支払わなければならない。（労働基準法第37条） <ul style="list-style-type: none"> なお、法定労働時間内で、所定の労働時間を超えて労働させた場合には、通常の時間当たり賃金を支払えば足りる。 ・ 法定労働時間を超えて時間外労働や法定休日（毎週少なくとも1日）に労働させる場合は、あらかじめ労使協定を締結し、所轄の労働基準監督署に届け出なければならない。この届出を行った場合に、当該協定の範囲内で労働者に時間外労働又は休日労働をさせることができる。（労働基準法第36条） 	1か月単位の変形労働時間	対象期間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間（上記の特例措置対象事業所は44時間）を超えないこと。	1年単位の変形労働時間	1日10時間、1週52時間を超えないこと。（対象期間が3か月を超える場合は、一定の制限がある。）
1か月単位の変形労働時間	対象期間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間（上記の特例措置対象事業所は44時間）を超えないこと。					
1年単位の変形労働時間	1日10時間、1週52時間を超えないこと。（対象期間が3か月を超える場合は、一定の制限がある。）					
休憩時間	1日の労働時間が6時間を超える職員に、休憩時間を与えていない日があった。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働基準法第34条の規定により、労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を、労働時間の途中に与えることが義務付けられている。 				
給与からの法定外控除	給与から「給食費」を控除していたが、労使協定が締結されていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働基準法第24条の規定により、給食費や購買代金、住宅・寮その他の福利厚生施設の費用、親睦会費、共済会掛金、財形貯蓄、各種生命・損害保険の保険料、組合費等を給与から控除する場合には、労使協定が必要となっている。 ・ 協定の有効期間は1年が一般的で、自動更新の規定を定めることも可能である。 ・ なお、当該協定について、労働基準監督署への届出は不要である。 				

項目	問題点	指導内容・補足説明
【小規模保育事業】 地域型保育給付費の額の通知	保護者に対して、地域型保育給付費の額を通知していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域型保育給付費は、本来は保護者が市町村から受領し、事業所に支払うものであるが、法定代理受領という仕組みによって、保護者に代わって、事業所が市町村から直接受領することが可能となっている。(子ども・子育て支援法第29条第5項) ・ このため、基準では、法定代理受領によって事業所が市町村から地域型保育給付費の支給を受けた場合には、本来の受領者である保護者に対して、受領した額を通知することを義務付けている。 ・ 通知の方法は、1年分まとめた通知や、園だよりを活用して一括して通知することも可能とされている。具体的には、「法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について」(平成28年4月14日 内閣府子ども・子育て本部等の事務連絡)を確認のこと。
保育に係る情報の公表	提供する保育に係る情報について、市を経由して県に報告していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援法第58条の規定により、保護者の保育を受けさせる機会を適切かつ円滑に確保するため、開所時間や利用定員等の保育情報について、事業者から県への報告(市を経由)が義務付けられている。 ・ また、報告内容に変更が生じた場合も、市を経由して県に報告する必要がある。 ・ 報告した情報は「埼玉県 結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」の「子育てマップ」で公表されている。→ https://www.saitama-support.jp/map/ ・ 内閣府の「子ども・子育て支援全国総合システム」は、令和元年9月に一旦休止となり、システムの見直しが行われた。新しいシステムは、令和2年度からの運用が予定されている。 (情報公表の流れ) 独立行政法人福祉医療機構(WAM NET)が運営するシステムに事業者が情報を入力し、都道府県等が確認した上で、インターネット上で公表。

項目	問題点	指導内容・補足説明																			
業務管理体制の整備に係る届出	業務管理体制の整備に関する事項の届出が行われていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育・保育施設及び地域型保育事業所の確認を受けた事業者（法人等）で、当該施設・事業所が志木市内にのみ所在する事業者は、志木市（保育課）に、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。 ・ 子ども・子育て支援法第55条の規定により、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備及び届出が義務付けられている。 <p>（業務管理体制整備の内容）</p> <table border="1" data-bbox="927 523 2069 738"> <tr> <td data-bbox="927 523 1361 595">施設・事業所の数が20未満の事業者 （個人立を含む）</td> <td data-bbox="1364 523 1550 738" rowspan="3">法令遵守責任者 の選任</td> <td data-bbox="1552 523 1727 595"></td> <td data-bbox="1729 523 2069 595"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="927 596 1361 668">施設・事業所の数が20以上 100未満の事業者</td> <td data-bbox="1552 596 1727 668">法令遵守規程 の整備</td> <td data-bbox="1729 596 2069 668"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="927 670 1361 738">施設・事業所の数が100以上の事業者</td> <td data-bbox="1552 670 1727 738"></td> <td data-bbox="1729 670 2069 738">法令遵守に係る定期的な 業務執行状況監査の実施</td> </tr> </table> <p>※ 施設・事業所の数は、その確認を受けた種別ごとに1つと数える。 保育所と小規模保育事業の確認を受けている場合、確認を受けている施設・事業所は2つとなる。</p> <p>（届出先）</p> <table border="1" data-bbox="927 858 2069 1074"> <tr> <td data-bbox="927 858 1727 930">① 設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が2以上の都道府県に所在する場合</td> <td data-bbox="1729 858 2069 930">内閣総理大臣 （内閣府子ども・子育て本部）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="927 932 1727 1034">② 設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が1つの市町村（特別区を含む。以下同じ。）内に所在する場合（個人立の施設・事業所を含む）</td> <td data-bbox="1729 932 2069 1034">市町村村長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="927 1035 1727 1074">③ ①及び②以外の場合</td> <td data-bbox="1729 1035 2069 1074">都道府県知事</td> </tr> </table> <p>※ ①の場合は、内閣府へ直接提出する。 ③の場合は、事業者の主たる事務所の所在する市町村を経由して、県に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、届出先や届出事項に変更があった場合には、遅滞なく届け出ることとされている。 				施設・事業所の数が20未満の事業者 （個人立を含む）	法令遵守責任者 の選任			施設・事業所の数が20以上 100未満の事業者	法令遵守規程 の整備		施設・事業所の数が100以上の事業者		法令遵守に係る定期的な 業務執行状況監査の実施	① 設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が2以上の都道府県に所在する場合	内閣総理大臣 （内閣府子ども・子育て本部）	② 設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が1つの市町村（特別区を含む。以下同じ。）内に所在する場合（個人立の施設・事業所を含む）	市町村村長	③ ①及び②以外の場合	都道府県知事
施設・事業所の数が20未満の事業者 （個人立を含む）	法令遵守責任者 の選任																				
施設・事業所の数が20以上 100未満の事業者		法令遵守規程 の整備																			
施設・事業所の数が100以上の事業者			法令遵守に係る定期的な 業務執行状況監査の実施																		
① 設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が2以上の都道府県に所在する場合	内閣総理大臣 （内閣府子ども・子育て本部）																				
② 設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が1つの市町村（特別区を含む。以下同じ。）内に所在する場合（個人立の施設・事業所を含む）	市町村村長																				
③ ①及び②以外の場合	都道府県知事																				

(参考) 消防法施行令別表第1(6)項の区分、防火管理者の選任、主な消防用設備

区分		消防法施行令別表第1(6)項ハ(3)、ニに該当する施設	
		【(6)項ハ(3)】	・保育所 ・幼保連携型認定こども園 ・児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設 ・その他これらに類する施設(業として乳児・幼児を一時的に預かる施設、業として乳児・幼児に保育を提供する施設)
防火管理者の選任基準 主な消防用設備		【(6)項ニ】	・幼稚園
防火管理者を選任しなければならない基準		収容人員が30人以上 ↳ 【(6)項ハ(3)】: 従業者の数と乳児・幼児の数とを合算した数 【(6)項ニ】: 教職員の数と幼児・児童の数とを合算した数	
消火設備	消火器	延べ面積150㎡以上	
	屋内消火栓設備	延べ面積700㎡以上	
	スプリンクラー設備	床面積合計6,000㎡以上	
警報設備	自動火災報知設備	【(6)項ハ(3)】で入居又は宿泊させるもの全部	【(6)項ハ(3)】で入居又は宿泊させるもの以外 【(6)項ニ】 延べ面積300㎡以上
	漏電火災警報器	延べ面積300㎡以上	
	消防機関へ通報する火災報知設備 (自動火災報知設備と連動)	延べ面積500㎡以上	
	非常警報器具	収容人員20人以上50人未満 ※自動火災報知設備等が設置されているときは、不要	
	非常ベル、自動式サイレン又は放送設備	収容人員50人以上	
	非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備	収容人員300人以上	
避難設備	避難器具(すべり台、避難はしご、救助袋等)	2階以上の階で、収容人員が20人以上(下の階に一定の施設がある場合は、10人以上)	
	誘導灯・誘導標識	全部 ※避難が容易であると認められるもので、総務省令で定めるものについては、設置は不要 (例) 避難口誘導灯が設置不要となる部分 居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあっては20m以下、避難階以外の階にあっては10m以下であるもの	

・カーテン、布製のブラインド、暗幕、じゅうたん、ござ、人工芝、合成樹脂製床シート等は、防災性能を有するものでなければならない。

注) 消防用設備の設置基準は、建物の構造や階数等によって異なる場合がある。

(参考) 保育所・小規模保育事業等の認可基準でも、避難設備等の設置要件が定められている。

例) 保育室等を2階に設ける場合

	区分	施設・設備
○ 右欄の区分ごとに、それぞれの施設・設備が1以上設けられていること。	【常用】	1 屋内階段 2 屋外階段
	【避難用】	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
○ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 例) ・階段の出入り口には、児童が一人で昇降しないように、児童が開閉できない（乗り越えることができない）柵などを設置する。 ・児童の手が届く窓には、窓の開閉を児童が行えないような設備を設ける。 ・窓の近くやベランダには、足掛かりとなるような物を置かない。		